

議案第 22 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部、個人若しくは一部の事項の証明書」を「戸籍証明書」に改め、同表第 11 号中「磁気ディスクをもって調製された除籍に記録されている事項の全部、個人若しくは一部の事項の証明書」を「除籍証明書」に改め、同表第 14 号中「又は届書」を「若しくは届書」に改め、「事項の証明」の次に「又は電子化された届書等情報の内容の証明」を加え、同表第 15 号中「閲覧」の次に「又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

提案理由

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍の謄本等の広域交付等に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。